（情報技術解析課）

第百七十五条　情報技術解析課においては、第百四十七条第三号に掲げる事務及び通信の安全の確保に関する事務をつかさどる。

（多摩通信支部）

第百七十六条　［略］

（方面情報通信部）

第百七十七条　［略］

第三章　地方警務官の階級別定員

第百七十八条　［略］

附　則

［1～3　略］

4　東京オリンピック・パラリンピック交通対策室は、令和四年三月三十一日まで置かれるものとする。

5　東京オリンピック・パラリンピック警備対策室は、令和四年三月三十一日まで置かれるものとする。

6　上皇及び上皇后に関しては、第百二十一条第二号及び第百二十七条に規定する事項については、皇族の例による。

7　第百二十三条の規定にかかわらず、護衛部に、上皇護衛課を置く。

8　［略］

9　附則第七項の規定により上皇護衛課が置かれている間、第百二十五条の規定の適用については、「皇太子その他の内廷にある皇族」とあるのは「皇族」とする。この場合においては、護衛第三課を置かないものとする。

別表第一（第百七十八条関係）

［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、令和三年四月一日から施行する。

○内閣府令第二十六号

食品衛生法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十六号）の一部及び食品表示法の一部を改正する法律（平成三十年法律第九十七号）の施行に伴い、並びに消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）及び消費者庁組織令（平成二十一年政令第二百十五号）を実施するため、消費者庁組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　義偉

消費者庁組織規則（平成二十一年内閣府令第五十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
（人事企画室、管理室及び広報室並びに訟務対策官、サイバーセキュリティ・情報化企画官及び企画官）	（人事企画室、管理室及び広報室並びに訟務対策官及びサイバーセキュリティ・情報化企画官）
第一条　総務課に、人事企画室、管理室及び広報室並びに訟務対策官（検察官をもって充てるものとする。）、サイバーセキュリティ・情報化企画官及び企画官それぞれ一人を置く。	**第一条**　総務課に、人事企画室、管理室及び広報室並びに訟務対策官（検察官をもって充てるものとする。）及びサイバーセキュリティ・情報化企画官それぞれ一人を置く。
［2～9　略］	［2～9　同上］
10　企画官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち特定事項の調査、企画及び立案を行う。	［項を加える。］

（情報技術解析課）

第百七十八条　情報技術解析課においては、第百五十条第三号に掲げる事務及び通信の安全の確保に関する事務をつかさどる。

（多摩通信支部）

第百七十九条　［同上］

（方面情報通信部）

第百八十条　［同上］

第三章　地方警務官の階級別定員

第百八十一条　［同上］

附　則

［1～3　同上］

4　東京オリンピック・パラリンピック交通対策室は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

5　東京オリンピック・パラリンピック警備対策室は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

6　上皇及び上皇后に関しては、第百二十三条第二号及び第百二十九条に規定する事項については、皇族の例による。

7　第百二十五条の規定にかかわらず、護衛部に、上皇護衛課を置く。

8　［同上］

9　附則第七項の規定により上皇護衛課が置かれている間、第百二十七条の規定の適用については、「皇太子その他の内廷にある皇族」とあるのは「皇族」とする。この場合においては、護衛第三課を置かないものとする。

別表第一（第百八十一条関係）

［同上］